

クローバー News

2015年度クローバー登録者継続研修(集合研修)に参加して

高橋 幸広／東京都支部
社会福祉法人大田幸陽会 障害者生活ホーム
(ほうざん社会福祉士事務所所属)

2015年度クローバー登録者継続研修(以下、「継続研修」)は、東京会場では10月18日(日)に行われ、福岡会場では11月8日(日)に行われました。私は東京在住ですので東京会場に参加する予定でしたが、10月は遅い夏休みを取っていたこと、また母が高齢になってきたこともあり、山形の故郷に帰省しており、参加できませんでした。しかし継続研修のシステムが、今後は3年に1度の集合研修に参加すればよく、後はネット学習による課題提出に変わるということで、今年度は是非受講したいと思い福岡会場での受講になりました。私は社会福祉士でもありますので、社会福祉士の成年後見人養成研修にも参加し、修了してばあとなあ東京にも所属しています。これまで障害者グループホームの仕事をしていた、夜間支援が一月に8回から10回ほどあり、また障害福祉分野の非常勤の相談支援専門員としての仕事もしてきましたので、時間的にも余裕がなく成年後見人等の受任までには至りませんでした。しかしグループホームの新たな利用者や高齢になってきた利用者には、後見人や保佐人が付くケースが増えてきており、また支援員として利用者の後見人や保佐人と接する機会も増えてきたため、成年後見に関わる研修は継続していく必要性は強く感じていました。4年前に日本精神保健福祉士協会の認定成年後見人養成研修に参加し修了して以来、今回で3回目の継続研修になりました。まず第1講義の「成年後見制度の現況」では、成年後見事件、制度の概要、裁判所による監督など基本的な内容の確認、そして後見人等による不正行為についてや不正行為防止の取り組みなど、成年後見制度が適正に運用されていくにはどうし

たらよいかを学ぶことができました。また後見制度支援信託については、初めて知った内容でしたので、とても目新しく感じました。また「これやっていいの?」という後見に関わる行為の善し悪しをQ&A方式で解説していただいたのは、とても興味深く学ぶことができました。第2講義の「後見等終了時の実務」では、絶対的終了事由、相対的終了事由について具体的に説明があって分かりやすかったです。そして、後見等終了時の職務(被後見人等の死亡の場合)では、基本的な考え方では、①後見等は被後見人等の死亡により当然に終了する。②被後見人等の死亡により相続が開始し、相続人が被後見人等の財産に属する一切の権利義務を継承する。よって、後見人等には、被後見人等死亡後の事務を行う義務はなく、財産に対する権限もなくなる。というようにごく当たり前のことではありますが、便宜上、死後の事務を行っていく必要も決して少ないものではないので、なかなか他の人に聴くことができない内容について学ぶことができたのはよかったです。私自身まだ後見人等を受任していないため、具体的に内容を理解することは難しかったですが、死後の事務について等学ぶことができ、とても有意義でした。事例研究では、実務ではこのような手続きが必要だったということや、このようなことが難しかったなど、現在受任している構成員の方のお話を聴くことができ、今後受任した際にとても役に立つと感じました。またグループワークでは「つながり」というテーマで話し合い、地域で行っている後見人養成の研修システムなどを生かして、後見人等を受任してもできるだけ不安なく実務を行っていくようなシステムを構築していく必要があるなど、今後につながっていくような話し合いができてよかったです。今後受任した場合には、今回の研修や、今まで学んできたことを活動に役立てていければと思います。

体験報告 ～初めて保佐人を受任して～

静岡県支部 鈴木 真由巳

日本精神保健福祉士協会の認定成年後見人養成研修を受講し、2年になります。今年の5月に初めて、ご本人に関わっていたケアマネさんや相談員さんの紹介から、市内に住む70代の方の保佐人を受任することになりました。介護保険サービス利用中の精神障害をお持ちの方で、高齢の親御さんと二人暮らしをしています。

保佐人の仕事は、同意権と取消権を決まっている範囲で行う他、付与されている代理権の範囲での代理行為を行うという事で、金銭管理や、各種サービスの申請手続きなどを行っています。現在の直接の関わりとしては、生活費等を届ける為に月1回お宅を定期訪問する他、サービスの利用状況や生活の様子を把握するために、介護保険のケアマネさんや、クリニックからの看護師さんと一緒に訪問しています。将来、相続や施設利用の話も出てくる事が考えられ、親族の方とも時々連絡をとっています。

他には、必要時、ご本人の健康管理の病院受診の為に、予約、通院の為に交通手段の手配を行います。受診への不安がある中で、ご本人が通常よりも焦ったり混乱したりし、手配してあった通院手段ではなく、予約の半日以上前に、自身がこれまで動けてきたようにバスに乗り、病院周辺で迷子になった事がありました。ご本人が出来ると考えている事、実際出来る事、任せて良い面と、慎重になったほうが良い面など、その時々で変化があります。ご本人の気持ちや日頃の行動も考えて手配する必要があると改めて感じました。

今回の受任に際して、家裁から「弁護士・リーガルサポート・ばあとなあの名簿に載っていない専門職は、監督人をつけている。監督人と協働して進めてください。」と言われて、保佐監督人がつきました。有難い面もありますが、ご本人の財産から保佐人・監督人の両方に報酬を支払う為、支払い能力のない方の成年後見制度の利用が心配になりました。クローバーの名簿登録者も、監督人がつかなくても受任できる体制が整うと良いと思っています。



認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2015年11月30日現在登録者 **129名**

| ブロック | 人数 | 都道府県支部内訳(※) |
|------------|----|--|
| 北海道ブロック | 5 | 北海道 5 |
| 東北ブロック | 7 | 岩手 2、宮城 3、山形 1、福島 1 |
| 関東・甲信越ブロック | 50 | 栃木 1、群馬 1、埼玉 10、千葉 6、東京 19、神奈川 9、山梨 3、長野 1 |
| 東海・北陸ブロック | 20 | 岐阜 2、静岡 5、愛知 13 |
| 近畿ブロック | 8 | 京都 1、大阪 4、兵庫 3 |
| 中国ブロック | 6 | 鳥取 1、岡山 1、広島 2、山口 2 |
| 四国ブロック | 7 | 愛媛 6、高知 1 |
| 九州・沖縄ブロック | 26 | 福岡 11、長崎 1、熊本 6、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 6 |

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2015年11月30日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **103件**

正式受任 **71件**

受任中 **66件**

受任終了 **5件**

北海道1、宮城2、埼玉3、千葉1、東京22、
神奈川2、岐阜1、静岡2、愛知1、愛媛1、
福岡12、熊本16、沖縄2

北海道 1、東京 3、
福岡 1

受任前調整中 **4件**

神奈川1、東京1、福岡1、熊本1

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2015年9月1日～2015年11月30日)

- 9月15日 権利擁護センターふちゅう事例検討会(毛塚委員)
- 9月30日 社会貢献型後見人養成事業研修 講師派遣
(長谷川委員長)
- 10月15日 東京家庭裁判所 平成27年度後見人等候補者推薦
団体との意見交換会(木太常務理事)
- 10月16日 ぱあとなあ神奈川更新研修 講師派遣
(神奈川県支部 小池氏)
- 11月5日 熊本家庭裁判所 平成27年度家事関係機関との連絡
協議会(熊本県支部 木村氏)
- 11月17日 権利擁護センターふちゅう事例検討会(毛塚委員)

クローバー地域情報 第3回 ～宮城県～

宮城県支部／江畑 来春

宮城県仙台市では、偶数月に市長申し立てを担当する行政担当者
と社会福祉協議会、成年後見総合センター、第三者後見受け皿とな
っている専門職職能団体(7団体)が加入する仙台市成年後見推進
協議会が開催されています。協議会では、市長申し立て案件に関す
る協議や関係団体との意見交換、市民後見人の養成、後見制度に関
する啓発活動等、成年後見制度に関連する事項を取り扱っています。
宮城県精神保健福祉士協会ではクローバー登録者を中心として数年
前からこの協議会に参加しています。今年度は市民後見人の第2期
養成研修が開催されており宮城県精神保健福祉士協会からも精神障
害者に関する講義の講師を派遣しています。仙台市の市長申し立て
案件等をみると精神障害者の割合も高く、私たち精神保健福祉士へ
の受任が望まれるケースが増えている一方、現在受任出来るクロー
バー登録者が県内には3名しかおらず希望に添えない状況が続いて
います。現在、登録者のうち2名はすでに受任をし後見活動を行っ
ているところです。

宮城県精神保健福祉士協会では、受任者を増やすことも必要だと
考えていますが、まずは協会員に広く成年後見制度に興味関心を持
ってもらおうと平成24年に権利擁護研究会を立ち上げ、成年後見制
度を中心とした権利擁護に関する研修会を開催しています。研修会
に参加される方の多くは経験年数が10年未満の方が大半で、参加者
からは日頃の業務で成年後見制度の利用が必要だと感じつつも、実
際にどのように利用すれば良いか分からない、後見人とのように
やり取りをすればいいか分からない等の声が聞かれています。クロー
バー登録者となるために認定成年後見人養成研修を受講する必要
があるため、すぐに受任者を増やすことは困難です。しかし、実際
に後見人として活動している方々が活動しやすい環境を作ること
は、被後見人等と関わる精神保健福祉士に出来ることだと考え、幅
広く研修に取り組んでいます。また来年2月6日には、仙台弁護士
会より講師を招き、仙台市医師会館にて、公開講座「精神障害者と
認知症高齢者の意思決定支援、自己決定支援」(宮城県精神科病院協
会及び宮城県精神神経科診療所協会による後援)を初めて開催いた
します。今後も研修会や公開講座を通して、協会員は勿論、一般の
方にも成年後見制度について関心を持っていただけるように取り組
んでいきたいと考えています。



編集後記

毎年、毎回言う言葉ですが、今年もあっという間に終わってしまいますね…。これが出るのはクリスマスの
予定ですが、見る方が多いのは年明けでしょうか。

平成27年からクローバー継続研修は例年と違う形で開催しています。参加者の方の感想には「やはり全国各地から集まって
話せる場は大切だ。だから毎年会場研修に参加したい。」というものが結構多かったです。登録者の皆さんは普段、色々な気持
ちや思いを持ちながら後見制度に関わっているのだな、と感じました。平成28年はそういった思いを形に出来る年にしたいも
のです。
(毛塚 和英)

